

新しい生活様式のための住宅改修を支援 最大 50 万円を補助 第2弾

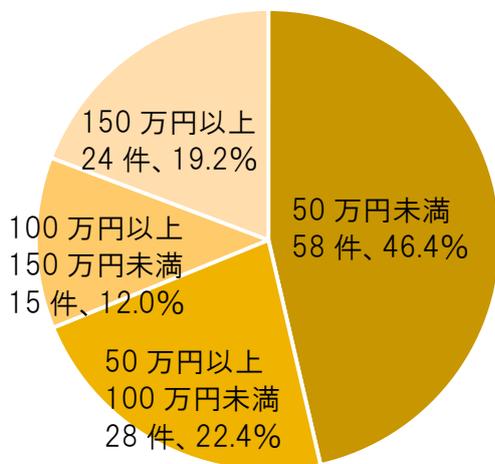
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染防止や在宅での勤務、在宅時間が長くなることなど with コロナ社会における新しい生活様式等に対応した住環境を整備する市民を支援するため、対象事業費の 1/3 以内、最大 50 万円を補助する。施工業者を市内業者に限定することで、地域経済の活性化もねらう。
- 昨年 10 月の第 1 弾では、受付開始から 26 日で予算上限 3,000 万円に達し、受付を終了。この間の問い合わせや相談件数は 413 件と市民の関心も高く、補助対象となった工事費の総額は約 1 億円と地域経済対策として有効であったことから第 2 弾を実施する。

第 1 弾の結果

◆対象工事費別申請件数 計 125 件

総補助対象工事費 98,812,538 円

平均対象工事費 790,500 円



◆工事種類別申請件数と主な工事内容

項目	件数	割合
省エネルギー化	97	77.6%
・高断熱ユニットバスへの交換 ・節水型トイレへの交換		
長寿命化(抗菌仕様などへの改修)	48	38.4%
・床、壁、天井の改修 ・畳の取り換え		
家事負担軽減	21	16.8%
・自動調理対応コンロへの交換 ・浴室暖房乾燥機の設置		
新しい生活様式への対応	18	14.4%
・在宅ワークスペースの確保 ・換気機能付き玄関ドアの設置		
バリアフリー化	11	8.8%
・床の段差の解消 ・手すりの設置		

※複数の項目に該当する申請があるため、申請件数とは一致しない。

1 補助額等 1 戸につき補助対象工事費の 3 分の 1 以内 (上限 50 万円)

2 申請期間等 4 月 5 日 (月) ~ 5 月 14 日 (金) (必着)

(注意) ・他の補助制度との重複は不可

- ・工事着手前に補助金交付申請が必要
- ・予算上限(3,600 万円)に達した場合は、前回補助を受けていない方を優先し、抽選により決定
- ・予算上限に達しなかった場合は随時受付とし、予算上限に達し次第受付終了

- 3 補助対象者 次の(1)～(3)の全てを満たす方
(1) 市内に住宅を所有し、自らその住宅に居住する方又は2親等以内の同居親族
(2) 袋井市に住民登録がある
(3) 市税の滞納がない
- 4 補助要件等 (1) 補助対象となる工事の例
○新しい生活様式への対応
→ 在宅ワークスペースの確保、換気、接触機会の低減
ア 在宅ワークスペース確保のための間取り変更や内装改修
イ 換気設備の設置
ウ 玄関先手洗いの設置
エ 固定式宅配ボックスの設置
○在宅時間が長くなることなどへの対応
→ 光熱水費の抑制、住環境の向上
オ 窓の断熱改修(二重ガラスへの交換)
カ 節水型トイレ、節水型水栓への交換
キ 高効率給湯器(エコキュートなど)への交換
NEW! ク 屋根・外壁の改修による断熱性・遮熱性向上
ケ 抗菌仕様への内装改修(床、壁、天井など)
コ 段差の解消、手すりの設置
サ 家事負担の軽減に資する設備(ビルトイン食洗器、ビルトイン自動調理対応コンロなど)の設置 など
- (2) 工事施工者
市内に本社又は本店を有する事業者、又は市内の個人事業主
- 5 問合せ・申請先 都市計画課建築住宅係 電話0538-44-3123

第1弾の施工業者などへのアンケート結果から追加